省令

○農林水産省令第五十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成九年八月四日

農林水産大臣　藤本　孝雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の三の次に次の一条を加える。

（栽培地検査を要する植物等）

第五条の四　法第六条第二項の省令で定める地域、植物及び検疫有害動植物は、別表一のとおりとする。

２　前項に掲げる植物は、同項の地域において栽培されたものに限るものとする。

別表一（第五条の四関係）

地域	植物	検疫有害動植物
一　イスラエル、イラク、イラン、ジョルダン、大韓民国、トルコ、パキスタン、アイルランド、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ルーマニア、連合王国（グレート・ブリテン及び北アイルランド に限る。以下この表において同じ。）、旧ソヴィエト連邦、旧チェコスロヴァキア、旧ユーゴースラヴィア、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、カナダ、メキシコ、チリ、オーストラリア	しょくようだいおう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供しうるもの	テンサイシストセンチュウ
二　インド、オランダ、フィンランド、連合王国、旧ソヴィエト連邦、アメリカ合衆国、メキシコ、アルゼンティン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリヴィア	オブンティア・トルティスピナ、オブンティア・フラギリス、トマト、ばれいしょ、マミラリア・ビビパラ及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供しうるもの	ニセネコブセンチュウ
三　インド、インドネシア、オマーン、シンガポール、スリ・ランカ、タイ、パキスタン、フィリピン、ラン カ、マレイシア、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、連合王国、ウガンダ、エジプト、エティオピア、ケニア、ガボン、カメルーン、ギニア、ザイール、カザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、象牙海岸共和国、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、	アボカド、うこん、おくら、けいとう、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しょくようかんな、だいこん、ちゃ、とうもろこし、ばれいしょ、びのろうじゅ、らつかせいしょ（さやのない種子を除く。）、アンスリューム属植物、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしょう属植物、	バナナネモグリセンチュウ

第九条中「別表一」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

一　別表二に掲げる地域及び植物

二　別表一に掲げる植物で、別表一に掲げる地域において野生しているもの

第三十五条の二中「別表二及び別表三」を「別表三及び別表四」に改める。

第三十五条の四第一項及び第六項中「別表二」を「別表三」に改める。

第三十五条の五第一項中「別表三」を「別表四」に改める。

第三十五条の六中「別表四」を「別表五」に改める。

第三十五条の七第一項中「別表五」を「別表六」に改め、同条第二項中「別表六」を「別表七」に改める。

別表六を別表七とし、別表五を別表六とし、別表四を別表五とし、別表三を別表四とし、別表二を別表三とし、別表一を別表二とし、同表の前に次の一表を加える。

四　インド、台湾、イタリア、オランダ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポーランド、ルーマニア、連合王国、旧ソヴィエト連邦、旧チェコスロヴァキア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンティン、オーストラリア、ニュー・ジーランド、ハワイ諸島	えんどうの種子であつて栽培の用に供するもの	えんどう萎ちょう病菌
五　トルコ、ギリシャ、ハンガリー、ブルガリア、ベルギー、ルーマニア、旧ソヴィエト連邦、旧ユーゴースラヴィア、テュニジア、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、コロンビア、オーストラリア	いんげんまめの種子であつて栽培の用に供するもの	いんげんまめ萎ちょう細菌病菌
六　アメリカ合衆国、グアム	すいかの種子であつて栽培の用に供するもの	すいか果実汚斑細菌病菌
七　ヴィエトナム、タイ、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、マレイシア、イタリア、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、カナダ、コスタ・リカ、ブエルトリコ、メキシコ、ガイアナ、ブラジル、ペルー	とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの	とうもろこし萎ちょう細菌病菌
八　アメリカ合衆国	とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの	とうもろこし葉枯細菌病菌
九　シリア、中華人民共和国、レバノン、イタリア、オーストリア、ドイツ、ポーランド、連合王国、エジプト、スーダン、チュニジア、モロッコ、オーストラリア	そらまめの種子であつて栽培の用に供するもの	ソラマメステインウイルス及びソラマメトゥルーモザイクウイルス

附　則

この省令は、平成十年四月一日から施行する。